

紙費用支出不能ヲ主張シテ譲ラズ結局後業負側ニ於テ五十圓ニ譲リ其代償トシテ本月一ヶ月ニ限り取次一人ニ對シ白米十五粒ト金五圓ノ貸與ヲ要求シタルニ事業主ニ於テモ長期ニ亙ル事議ニテ取次ノ経済的状態ノ窮乏ヲ察シ之ヲ承認シタルヲ以テ後業負側ニ事業主ノ誠意ヲ認メ午後二時左記重書ノ条件ニテ圓滿解決セリ

記

覽書

- 太田田澤店對取次ノ勞働事議ハ今圓左記条件ニテ解決シタルニ就テハ茲ニ覽書ニ通シ作成ニ當事者各一通シ保持スルモノトス
- 一 取次ハ從前通ノ歩合ヲ以テ還借ヲ為スコト
 - 二 取次ハ還借ノ單價ヲ予告スルコト
 - 三 積込仕込金トシテ取主ハ取積ノ際歩合金ノ内拂ヲ為スコト

四 積込仕込金及歩合金合計一ヶ月火取(四艘)三十五日十取(五艘)三十日ニ達セサルトキハ其ノ不足額ヲ取主ニ於テ前貸ヲ為スコト

五 前貸ヨリ滞取料ノ支拂アリタルトキハ還借ノ歩合ニ依ルコト

六 荷主ノ還貸及還借ノ取極ハ取主ノ自由タルコト

七 取次ハ取積及取具並積荷ノ取扱ヲ勤量ニスルコト

八 取次ハ自己ノ還貸及積込ニ因ル還借ノ値引ニツキ其ノ責ニ任スルコト

九 取次ハ積主得意先ニ對シ急切ニ之ヲ營業ノ發展ヲ期スルコト

一〇 事議ニ関スル費用ハ各自負タルコト

一一 取主ハ金一封(五十圓)ヲ取次ニ付スルコト

一二 取次ニ於テ右各項ニ違背シタル取主ノ指圖ニ從ハサル場合

ハ道ニ解約ハ取主ヲ請亦セシルノ事異議ナキコト

一三 昭和五年八月ニ限り各取ニツキ米十五粒及金五圓ヲ特ニ前